

新潟県企業局管理規程第1号

新潟県企業局組織規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和7年3月28日

新潟県企業管理者 遠山 隆

新潟県企業局組織規程の一部を改正する規程

新潟県企業局組織規程（昭和37年新潟県企業局管理規程第3号）の一部を次のように改正する。

（下線部は改正部分）

改 正 後	改 正 前
<p>（参事等）</p> <p><b>第22条の2</b> 局、課、係及び班に、参事、副参事、<u>経営企画員</u>、主査、専門員及び主任を置くことができる。</p> <p>2 参事、副参事、<u>経営企画員</u>、主査、専門員及び主任は、上司の命を受けて、局、課、係及び班の事務を処理する。</p>	<p>（参事等）</p> <p><b>第22条の2</b> 局、課、係及び班に、参事、副参事、主査、専門員及び主任を置くことができる。</p> <p>2 参事、副参事、主査、専門員及び主任は、上司の命を受けて、局、課、係及び班の事務を処理する。</p>

附 則

この規程は、令和7年4月1日から施行する。